

## 第791回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年8月4日（金曜日）午後2時00分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（18名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

---

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 市・事務局等出席者

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司  
宿毛市産業振興課農林振興係長 舛谷 心悟

5. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積について
議案第4号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）
議案第5号	宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

- 議 長 これより第791回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番濱田  
頼之委員、4番山本 欣史委員にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- 議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。  
事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第1号農地法第3条許可申請審査について説明いたします。  
今回の第3条許可申請は1件になります。  
番号7番。場所は2か所に分かれており2ページと3ページに位置図を  
つけております。1ヶ所目は大字樺、港南台との境付近、主要地方道宿毛城  
辺線から市道に沿って広がる農地のうちの1筆になります。  
2か所目も同じく大字樺、申請者である譲渡人の自宅前の農地になります。  
親から子への贈与で取得後は、文旦を作るとの計画が出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2  
項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
今回の3条許可申請は以上になります。
- 議 長 続きまして、受付番号7番について樺地区担当の山口委員さんお願いし  
ます。
- 山口委員 【議案書をもとに7番朗読】  
先日、保田委員と一緒に●●さんの所へ行ってきました。これについて  
は、昨年も贈与を行っていて間違いはないので、よろしくお願いしますと  
いう事でした。以上です。
- 議 長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませ  
んか。  
  
(審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。  
  
(「なし」との声あり)

○議長　　これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長　　異議なしということですので、「議案第1号」1件は、許可することに決しました。

○議長　　続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長　　それでは、議案第2号、農地法第4条許可申請審査について説明いたします。

受付番号4番。申請場所は、議案書5ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、大深浦、大深浦集会所北側。543.00 m<sup>2</sup>。1筆。申請者は、現在ある倉庫が狭くなったため、申請地に倉庫を建築し、みかんの選果場及び駐車場として利用しようとするものです。

農地転用に伴う地区同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。農業用倉庫建築、作業場、駐車場に伴う農地の転用面積は543.00 m<sup>2</sup>となります。資金計画といたしましては、建物建築費864万円、自己資金0円、借入金864万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上になります。

○議長　　続きまして、受付番号4番について、大深浦地区担当の山口委員さんお願いします。

○山口委員　　【議案書をもとに7番朗読】

先日、保田委員と一緒に●●さんと現地確認をしまして話をしました。

現在使用している倉庫が狭くなり、新たに倉庫を新築して、みかんの選果場及び駐車場として利用するとの事です。間違いないのでよろしく願いしますという事です。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は6ページになります。今回は農地中間管理機構との利用権の新規設定1件のみです。

番号38番。場所は大字芳奈、幡多けんみん病院へ向かう市道沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

今回の利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。この高知県農業公社というのは、よく耳にする「農地中間管理機構」のことです。

中間管理事業の事業内容としましては、農地を所有者から一旦農地中間管理機構が借り、その後で、その中間管理機構が借主を探して貸すという、大きく言うと2つの流れからなる事業です。

農業委員会では、まず農地の所有者から管理機構へ貸すという際に利用権設定の審議をします。その後、機構が借主を決める際、農用地利用配分計画と言いますが、その案を作成する際には、「農業委員会の意見を聴く」ということになっておりますので、その意見聴取があります。1回の総会でどちらも行うということになっております

まず、議案第3号として所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど7ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

今回申出のあった1件1筆は、山奈町芳奈の農地になります。貸借（たいしゃく）の期間は、平成29年8月10日から平成39年8月9日の10年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は、今回申出のあった全件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議長 続きます、38番について、芳奈地区担当の澤田委員さんお願いします。

○澤田委員 **【議案書をもとに38番朗読】**  
先日、●●さん本人に確認いたしました。内容に間違いはありませんので、よろしく申し上げます。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第3号1件については、市に通知することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

※澤田委員退室

○議 長 産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。

●担当課説明

○舛谷係長 農用地利用配分計画について説明します。

先程承認いただきました農用地利用計画について、農業公社が借り受けた農地を、受け手に配分する計画です。お手元にあります「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体の中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体を選定しています。

「(別記1号)農用地利用配分計画案」の左端のNo.で、1については、●●●●●●●●●●が適当であるとして、配分計画を作成しています。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議をお願いします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第4号「宿毛市農用利用配分計画案の意見聴取について」担当課、舛谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。

※澤田委員入室

○議 長 続きまして、議案第5号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

○議 長 産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。

●担当課説明

○議 長 続きまして、整理番号1番について、沖新田地区担当の山口委員さんお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに整理番号1番朗読】

先日、保田委員と一緒に現地確認を行い、●●さんに話を聞きました。以前から売りたいという事で、間違いないのでよろしく願いしますという事です。以上です。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第5号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」担当課、舩谷係長よりの説明と委員より1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第5号」1件は、市に答申することに決しました。

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について、事務局と委員さんよりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

番号20番。所在地は和田、登記地目は田他2筆。11ページになります。

場所は、国道56号線沿いの宿毛建機ショールームの道向こう側の土地で平成14年頃より耕作放棄し、芽や雑草、雑木が生い茂り現在に至っております。

以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号20番について、和田地区担当の田村委員さんお願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに受付番号20番朗読】

先日、事務局と松本委員と4人で現地確認に行き、●●さんと話をしました。今回は山際で耕作するにも労力を要することから農地への復帰は難しく、非農地とすることが適切かと思えます。よろしく申し上げます。

○議 長 事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにはございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。非農地証明 1 件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明 1 件については、証明することに決しました。

○議 長 続きまして、事務局より報告事項があります。

○事務局員 事務局から報告事項と事務連絡です。

最初に「農地利用の最適化の推進」に関する意見の提出に係るアンケート調査についてです。議案に同封しておりましたアンケート調査票をご覧ください。

一昨年まで高知県農業会議が行なっていた県知事に対する建議が、昨年 4 月の法改正により、このように「農地利用の最適化の推進」に関する意見の提出」という名称になりました。高知県農業会議として、県知事に対し農業委員会等に関する法律第 5 3 条第 1 項に基づく意見の提出を行うにあたり、高知県下の農業委員会の意見を集約したいとの事で、アンケート調査の協力要請が来ております。みなさまからのご意見ご提案は、意見の提出に向けたスケジュールに沿って高知県農業会議で取りまとめを行い、10 月中旬に県知事へ意見の提出を行う予定です。

なお、アンケート形式ですので氏名の記入は不要です。意見があれば結構ですので、ご記入のうえ、次回総会時に事務局まで提出お願いいたします。ご協力くださいますようお願いいたします。

続きまして事務連絡です。

はじめに「公務災害補償制度」について、本日掛金を集金いたしました。ありがとうございました。領収書は次回総会議案送付時にあわせてお送りいたしますのでご確認ください。

また、「全国農業新聞」への新規購読申込をいただきありがとうございました。ご一読いただき今後の活動の参考になれば幸いです。

最後に、研修会開催のお知らせです。来月 27 日（水）に四万十市で開催の農業委員全員研修会についてお知らせいたします。9 月 27 日（水）午後 1 時から 4 時までの予定で、中村プリンスホテルにおいて幡多ブロックの農業委員全員研修会が開催されます。

当日は、市のマイクロバスを利用し、正午に市役所正面玄関を出発し、途中 0 時 20 分ごろ、農協の宿毛東出張所を經由して会場へ移動します。

次回総会開催時に研修会への出欠及びバスの利用について確認いたしますので、ご多忙のこととは思いますが日程調整のほどよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○議 長 ほかにはございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第791回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時30分時閉会

平成29年8月4日

会　長

農業委員

農業委員